

松江テニス協会遠征補助に関する取扱要領

1. 松江テニス協会（以下、「協会」という。）は、協会に当該年度の選手登録を行い、かつ同年度の協会主催大会にエントリーした実績のある者が、次の要件に該当する大会に出場する場合において、遠征費の補助の申請があった場合は、遠征費の一部を補助することができる。
 - (1) 中国地方以外で開催される日本テニス協会または都道府県テニス協会が主催する大会。
 - (2) (1) と同じ規模の大会であると協会が認めた大会。
2. 遠征費の補助金額は一律5,000円を上限として予算の範囲内で協会が決定する。
3. 同一の者に対する遠征費の補助は、当該年度に1回を限度とし、1月末日までに申請しなければならない。
4. 協会から遠征費の補助を希望する者は、別紙により申請しなければならない。
5. 協会から遠征費の補助を希望する者は、大会結果を報告しなければならない。
6. この要領は、平成15年3月1日から施行する。

附則

1. 改正後の要領は平成24年3月1日から施行する。